

第二十六号議案

江戸川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

例 江戸川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「占める職員」の下に「及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を加える。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説明）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、人事行政の運営等の状況の公表に当たつての、任命権者から区長への報告の対象となる職員の範囲を改める必要があるの
で、本案を提出いたします。